

以下に該当する施設は、本取組の対象外とします。

- ・県民の利用に供する施設
(利用者の利便性確保が必要な施設)
 - ・利用者や業務の性質上、本取組の対象とすることが適当でない施設
(常時対応、施設管理又は教育・支援体制の確保が必要な施設)
- (対象外施設は、以下の一覧のとおり)

県民の利用に供する施設 (利用者の利便性確保が必要な施設)

文化会館(ホクト・伊那・キッセイ)、県立美術館、県立歴史館、男女共同参画センター、女性相談支援センター、佐久創造館、県立総合リハビリテーションセンター、動物愛護センター、自然保護センター(霧ヶ峰・乗鞍・美ヶ原)、御嶽山ビジターセンター、戸倉野外趣味活動センター、若年者就業サポートセンター、信州首都圏総合活動拠点、長野県山岳総合センター、観光情報センター(名古屋・大阪)、白馬ジャンプ競技場、県営上田野球場、県立武道館、県営総合射撃場、長野運動公園野球場、松本平広域公園、若里公園、飯田運動公園、南信州広域公園、烏川渓谷緑地、県立長野図書館、少年自然の家(望月・阿南)

利用者や業務の性質上、 本取組の対象とすることが 適当でない施設 (常時対応、施設管理又は教育・支援体制の 確保が必要な施設)

消防学校、消防防災航空センター、松本空港管理事務所、自動車税長野・松本分室、児童相談所(中央・松本・飯田・諏訪・佐久)、波田学院、松本あさひ学園、看護大学、公衆衛生専門学校、須坂看護専門学校、福祉大学校、信濃学園、西駒郷、障がい者福祉センター、聴覚障がい者情報センター、流域下水道事務所(諏訪湖・千曲川・犀川安曇野)、県外事務所(東京・名古屋・大阪)、工業技術総合センター(岡谷・松本・若里・栗田)、工科短期大学校、南信工科短期大学校、技術専門学校(長野・松本・岡谷・飯田・佐久・上松)、農業大学校、農業大学校研修部、林業大学校、高等学校、県立中学校、特別支援学校、総合教育センター、生涯学習センター、中央制御所